

平成30年(ワ)第44号 損害賠償請求事件

原 告 長沢 伸子 ほか181名

被 告 国 ほか1名

## 答弁書

平成30年5月18日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局訟務部

部 付 佐藤 真梨子



部 付 筒井 翁雄



部 付 吉野 弘子



上席訟務官 小野寺 幸男



訟務官 板橋 三智代



訟務官 大江 啓一



訟務官 齋藤 功



〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門(送達場所)

(電話 024-534-1976)

(FAX 024-526-2122)

上席訟務官 泉 利夫



上席訟務官 古山繁樹



訟務官 野崎佳之



訟務官 酒井直仁



法務事務官 石澤広隆



法務事務官 安斎 守



〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房

環境事務官 内藤晋太郎



環境事務官 高橋正史



環境事務官 小川哲兵



環境事務官 武田龍夫



環境事務官 田中博史



環境事務官 前田后穂



環境事務官 森川 久範



環境事務官 内山 則之



環境技官 中野 浩



環境事務官 世良田 鎮



環境事務官 豊島 広史



環境技官 谷川 泰淳



環境事務官 岩佐 一志



### 原子力規制委員会原子力規制庁

#### 原子力規制部

環境技官 小野 祐二



環境技官 小山田 巧



環境技官 川崎 憲二



環境技官 中川 淳



環境技官 止野 友博



環境技官 御器谷 俊之



環境技官 片野 孝幸



環境技官 木原 昌二



環境技官 岡本 韶



環境技官 建部 恭成



環境技官	小林貴明	
環境技官	柏木智仁	
環境技官	村上玄	
環境技官	秋本泰秀	
環境技官	照井裕之	
環境技官	正岡秀章	
環境技官	義崎健	
環境技官	田尻知之	
環境技官	宮本健治	
環境技官	角谷愬貴	
環境技官	伊藤岳広	
環境技官	大塚恭弘	
環境技官	西崎崇徳	
環境技官	山田創平	
環境技官	大浅田薰	
環境技官	岩田順一	
環境技官	岩崎拓弥	
環境技官	安達泰之	

環境技官 森野央士



〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課

経済産業事務官 高城潤



経済産業事務官 河田裕介



経済産業事務官 浅海風音



経済産業事務官 吉永航



経済産業事務官 杉原裕子



経済産業事務官 吉倉宏明



電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室

経済産業事務官 清水行生



経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部政策課電力市場整備室

経済産業事務官 高野菊雄



経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業技官 山瀬大悟



経済産業事務官 森本卓也



経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 水 越 貴 紀



経済産業省資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力立地・

核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業事務官 宇田川 徹



経済産業事務官 和 田 啓 之



経済産業事務官 林 直 紀



〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号

経済産業省東北経済産業局

資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課

経済産業技官 黒瀬 芳 紀



経済産業事務官 谷 尻 智恵子



経済産業技官 大 場 朝 明



同課総合エネルギー広報室

経済産業事務官 玉 上 由紀子



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。

3 被告国につき仮執行の宣言は相当でないが、仮にこれを付する場合には、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とする

こと

を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否

本件の請求の原因のうち、被告国に損害賠償責任がある旨の主張は争い、本件の個別の原告らに生じた事情の有無及び内容は不知。

その余は、御庁平成28年(ワ)第280号原状回復等請求事件の請求の原因と共に通であるため(ただし、同事件の請求の趣旨第1項に係る部分を除く。)，本件が同事件に併合されることを前提として、同事件に係る被告国の答弁書における認否を援用する。

## 第3 被告国の中張

本件が上記原状回復等請求事件に併合されることを前提として、同事件における被告国の中張を援用する。

以上

## 附 屬 書 類

指定書

5通